

## Q&A その1 (2024.1.30)

エステ事業者株式会社ビューティースリー（店舗名シースリー、以下「ビューティースリー」とします）の脱毛エステの代金について信販会社ライフティ株式会社（以下「ライフティ」とします）に支払いをした方へ

**Q1) なくす会が提起したライフティ(株)「共通義務確認訴訟」(第1段階の訴訟)とはどういうものですか。**

集団的に発生した消費者被害を共通の手続で回復するために、特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。「共通義務確認訴訟」(第1段階の訴訟)で、相手方事業者が対象消費者に対し金銭を支払う義務があることを確認する判決を求め、判決で支払い義務があることが認められた後に、被害を受けた消費者が手続に参加する申込をするという手順です。

ビューティースリーの全身脱毛無制限コースの契約に関しては、ライフティとの間でクレジット契約(立替払契約)をして、一部でも支払いをした契約者は、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」(①クーリング・オフの行使②不実告知による取消しの通知③なくす会の訴訟の判決が出るまではライフティによる支払い請求を停止するよう申し入れ)を各自で送付しておく必要があります(詳しくはQ5をご覧ください)。共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)で、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を送付した契約者は、未払金の支払義務がないことはもとより、すでに支払った分についても、ライフティが契約者に返還をする義務があることを確認する訴訟です。

※ なぜ返還義務があるのかの法的理由は、なくす会の「**訴状**」をご覧ください。

※ 訴状はこちら【PDF: KB】

※ ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」の記載例【PDF: KB】及び様式はこちら【Word】

必要事項を記入した「**通知書**」を同じものを2枚作成し、ビューティースリー破産管財人とライフティのそれぞれに簡易書留郵便で送付してください。

**Q2) ライフティに支払いをしてきた契約者は、今回の訴訟にどの段階でどのようにして参加するのですか。**

なくす会が提起した共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)において、ライフティが契約者から受け取ったクレジット代金を返還する義務があることを確認する判決に勝訴した場合(または和解をした場合)、なくす会は簡易確定手続(第2段階の訴訟)の申立てをします。

ライフティと契約した契約者は、この手続きに参加申込(被害金額の債権届出)をす

ることによって、自分で裁判を起こすよりも簡単な手続きで済み、低額の費用負担で返金を受ける手続に参加できます。

### Q3) すべての契約者が対象となるのですか。

今回対象となる契約者は、次の3点をすべて満たす方です。

- ①2019(平成31)年1月1日~2023(令和5年)9月25日までの間に、ビューティースリーとの間で全身脱毛無制限コースの契約を締結した方であること(有料施術4回が終わって、5回目以降の無料施術が受けられない状態の人も含む)
- ②ライフティのクレジット契約(分割払いまたはボーナス一括払い)を利用している方であること(分割金の支払いを一部でもしている方は対象となりますが、1回も支払っていない方は対象になりません。この訴訟は事業者を支払った代金の返還請求する仕組みのためです。)
- ③ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を送付した方であること

### Q4) ライフティを利用し一括で支払った人、ライフティ以外のクレジット会社を利用した人や現金払いの人は手続に参加できますか。

ライフティを利用し翌月一括払いで支払った方、ライフティ以外のクレジット会社を利用した方または現金払いをした方は、この訴訟には参加できません。消費生活センターへご相談ください。(188の番号に電話をかけ、郵便番号を入力すると、最寄りの窓口につながります)

ただし、ビューティースリーへ現金払いをした方は破産手続による配当手続を待つしかありませんが、この方法の場合は配当の見込みは低いとされています。

### Q5) ライフティとのクレジット契約をしている人が、今、しておくべきことは何ですか？

- ① ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を、簡易書留郵便で送付してください。

ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」の記載例【PDF: KB】および様式【word】はこちら。

なお、不実告知取消権(事実と異なる説明で契約させられたことによる取消し権の行使)は、破産開始決定日(2023年9月25日)から1年間行使しないでおくと、時効により行使できなくなりますので、すぐに通知しておく必要があります。

- ② 次の一式を用意しておいてください。  
(ア) ビューティースリーとの契約書

(イ) ライフティとの契約書

(ウ) クレジット自動引落の明細

(エ) 施術を受けた回数・日時の記録

(オ) ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」のコピー

以上の書類が正式な手続きの際に必要なになりますので、必ず保管しておいてください。

**Q6) ライフティに対して支払いが残っている分があるのですが、支払わなければいけませんか。支払いをしないためにしておくことはありますか。**

ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を送付した人は、支払う必要はないと考えます。「**通知書**」記載例は「Q5」をご覧ください。

ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を送ることで、クレジット契約に基づく支払義務(すでに施術を受けた分も含めて)がなくなります。

また、割賦販売法では、契約者が、ビューティースリー(販売者)の施術を受けられない状態だから支払いをしないことを、ライフティ(信販会社)に対して主張することができると規定しています。したがって、クレジット残金の支払いについても拒否することが成り立つと考えられます。

仮に、ビューティースリー破産管財人とライフティ宛の「**通知書**」を送った後も契約者の預金口座からの自動引落しを続けて支払額が増えた場合、第2段階の債権届出の損害額に加算します。

**Q7) クレジット払いをしないことによる不利益はありませんか。**

ライフティが、「Q6」の主張を認めない場合に、信用情報機関に対して、支払遅延の情報を登録する可能性があります。

そこで、なくす会からライフティに対して、クレジット契約の効力を否定する訴訟が行われている状態で、支払い遅滞情報の登録をしないように申し入れをしています。

ライフティが契約者からの「**通知書**」やなくす会からの申し入れを踏まえて、情報登録を控えるか、無視して登録を行うか、ライフティの対応が分かり次第、Q&A で情報提供します。

**Q8) 本当に支払ったお金が返ってくるのですか。**

まず、なくす会の主張が裁判所で認められて、共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)で勝訴することが前提となります。

そのうえで、ライフティの資金力や対応が影響します。クレジット会社は財産基盤や社内体制を国が審査して営業活動を認める登録業者ですので、悪質事業者のようにすぐに倒産することはないと考えられます。

実際の見通しは、簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加確認の前に、あらためてご説明いたします。

**Q9) 簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加申し込みが開始されるのはいつですか。また、それを知ることができますか。**

共通義務確認訴訟（第1段階の訴訟）の判決や和解の結果が出てからとなります。訴訟がどう進んでいるのかの状況や、簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加手続が開始となる場合は、このホームページにあらためて参加申込書類や提出期限や費用のことを公表します。

また、事前登録フォームで手続をした方には、訴訟の結果や簡易確定手続（第2段階の訴訟）への参加案内について、メールでお知らせします。事前登録をしておくことの費用は掛かりません。

**Q10) 他に質問があるのですが。**

現時点でお答えできるのはこの範囲です。新しくお知らせできることができたら、追加でお知らせしていきます。

どうしても質問したいことある方は、事前登録フォームの「その他の欄」にご記入ください。ただし、個別の回答を行わず、今後の「Q&A」の参考とさせていただきます。

現時点は、個々の契約者の手続を受ける段階ではないため、個別的な対応はできないことをご理解ください。

また、共通義務確認訴訟（第1段階の訴訟）の進行状況については、訴訟代理人が対応していますので、なくす会事務局にお電話をいただいても回答できませんのでご遠慮ください。

本訴訟に関する事以外の個別の問題で急いで対応する必要がある場合には、お近くの消費生活センター（電話188）や法律相談をご利用ください。その際に、このQ&Aの内容を説明していただくと適切なアドバイスを受けられると思います。